

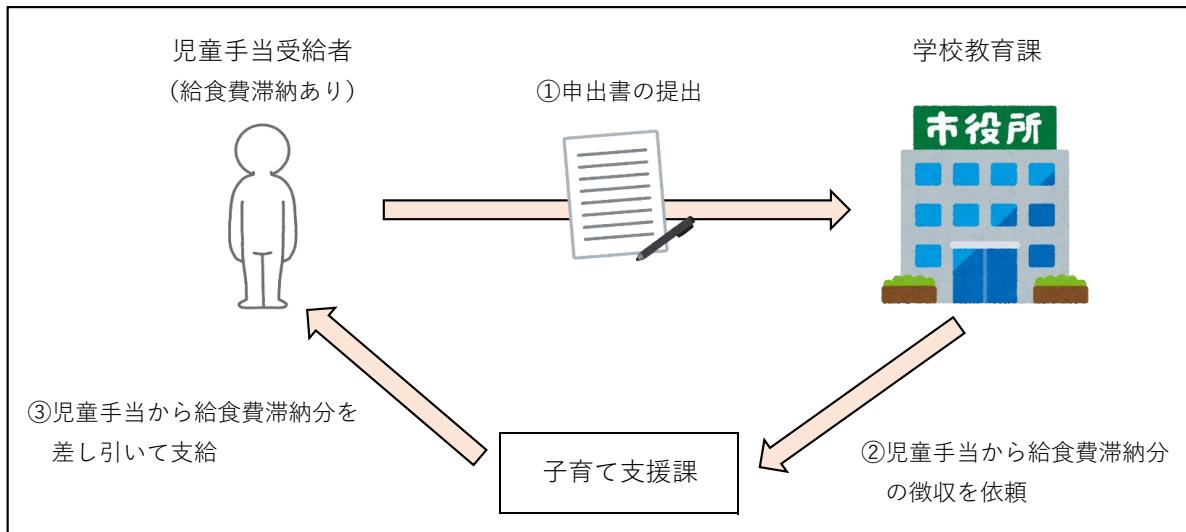
# 給食費滞納分の児童手当申出徴収のご案内

## 1. 概要

新入生向け

児童手当受給者が『学校給食費を滞納している場合に』、児童手当から滞納分を徴収する制度です。給食費の申出徴収は滞納が発生している場合に限ります。

滞納が続くと、南国市は法的措置を検討することになります。円滑な給食運営にご協力ください。



※例：児童手当 4か月分が40,000円、給食費滞納分が20,000円だった場合、給食費の申出徴収を実施すると、支給される児童手当は20,000円となり、給食費の滞納は消滅します。

## 2. 手続き方法

「児童手当等に係る学校給食費等の徴収に関する申出書」に必要事項を記入し、押印のうえで「南国市学校給食申込書兼申出書」と一緒に返送用封筒へ入れて郵送してください。

原則、全員ご提出いただくようお願いします。

なお、一度申出を行うと、南国市立中学校を卒業するまで有効です。申出を撤回する場合は、別途書類を提出していただきますので、ご連絡ください。

## 3. よくある質問

### Q 1. 給食費の滞納分を児童手当から申出徴収するタイミングはいつですか？

A 1. 毎月25日の納期限までに納付がなく、かつその後の督促状や催告書による新たな納期限までに納付がない場合に、児童手当からの徴収を実施します。実施する場合は、児童手当からの徴収金額を文書にて通知します。

### Q 2. 児童手当の受給対象外である場合、滞納が続くとどうなりますか？

A 2. 督促後も長期間滞納が続いた場合は、法的措置を検討します。納期限内の納付をお願いします。

※給食費についてのお問い合わせ先：南国市学校給食センター TEL:088-863-2566

児童手当についてのお問い合わせ先：南国市子育て支援課 TEL:088-880-6562